

# 延長保育事業【拡充】

(子ども・子育て支援交付金 令和元年度予算：1,304億円の内数 → 令和2年度予算案：1,453億円の内数)

## 1. 事業概要

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。

### (1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

### (2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



## 2. 令和2年度における対応(拡充)

○ 夜間保育所は、夜勤手当や深夜タクシードライバーなど夜間保育所における固有に発生又は負担が増える業務があるため、夜間保育所が夜間の延長保育(22時以降)を実施する場合には限り適用する、夜間保育所向けの補助基準額を創設する。

## 3. 実施主体等

実施主体：市町村(特別区含む。)

補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

<令和2年度補助基準額(案)>

※括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

- ① 保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)
  - 1時間延長：18,700円
  - 2時間延長：37,400円
  - 3時間延長：56,100円
- ② 保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)
  - 30分延長：300,000円
  - 1時間延長：1,544,000円(1,772,000円)
  - 2～3時間延長：2,460,000円(2,688,000円)
  - 4～5時間延長：5,176,000円(5,290,000円)
  - 6時間以上延長：6,077,000円

## 4. 事業実績

<実施か所数>

平成28年度：25,087か所(公立7,383か所、私立17,704か所)

平成29年度：26,936か所(公立7,361か所、私立19,575か所)

<年間実利用児童数>

平成28年度：1,013,200人(公立264,362人、私立748,838人)

平成29年度：1,062,214人(公立276,477人、私立785,737人)

※ 厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

# 一時預かり事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

## 1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和2年度補助基準額（案）（一般型基本分）：1か所あたり年額2,607千円～47,481千円

### <事業類型>

#### (1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

#### (2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

#### (3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）※令和2年度予算案においては、障害児を受け入れた際の日額単価を抜本的に充実。

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

#### (4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

#### (5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

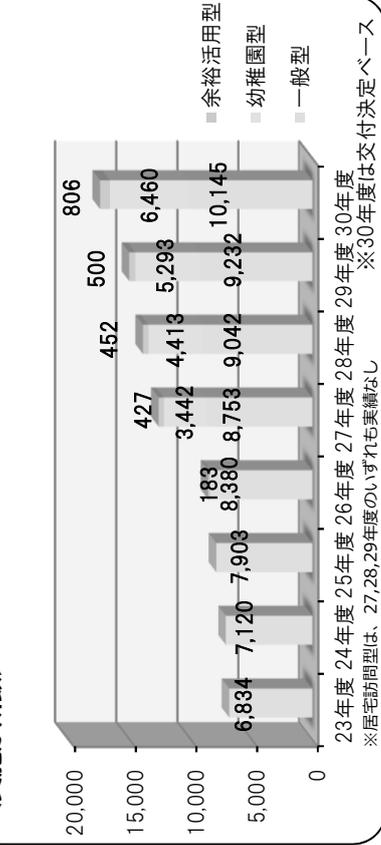
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

## 2. 令和2年度等における対応（拡充）

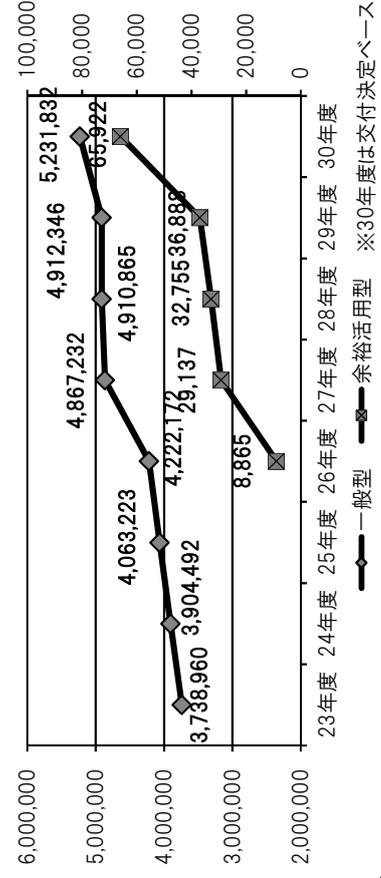
○ 別紙参照

## 3. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることがないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図るため、利用児童数900人未満の施設の補助基準額の充実を図るとともに、利用しやすいシステムの導入支援や障害児や多胎児を預かる場合の加算措置等を新たに実施する。

**1. 一時預かり事業の充実**

**(1) 処遇改善**

➤ **利用児童数900人未満の施設の補助基準額を拡充**  
 配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定。  
 ※ 補助基準額 (例：保育所以外・年額) (案)  
 利用児童数300人未満 2,607千円 (+1,225千円)  
 300人～900人未満 2,880千円 (+1,185千円)

**(2) 0.3兆円超メニユー「一時預かり事業の充実」**  
 一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。  
 ※ 補助基準額 (案)  
 ①非常勤職員単価 1人当たり 1,630円/日  
 ②家賃補助単価 1か所当たり 850,000円/年

**(3) 特別支援加算の創設**

➤ **障害児及び多胎児家庭への支援の充実**  
 職員配置基準に基づき職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。  
 ※ 補助基準額 (案) 1人当たり3,600円/日

**2. 一時預かり事業への整備費の創設**

➤ **一時預かり事業を新設する場合の補助制度の創設**  
 いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場において実施することが出来るよう、一時預かり事業の整備費を創設し、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニユーに追加。  
 ※ 交付算定基礎額 (案) (次世代育成支援対策施設整備交付金)  
 交付基礎点数 8,330点に1,000円を乗じた額 (地域子育て支援拠点事業所7同数)

**3. 業務のICT化 (令和元年度補正予算案)**

➤ **業務 (予約・キャンセル等) のICT化**  
 空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助。  
 ※ 補助基準額 (案) (保育対策総合支援事業費補助金)  
 ① 1自治体当たり 8,000千円 (国1/2、市区町村1/2)  
 ② 1施設当たり 1,000千円 (国1/2、市区町村1/4、事業者1/4)

# 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 （保育所等におけるICT化推進事業【新規】）

（保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度補正予算案：3.6億円）

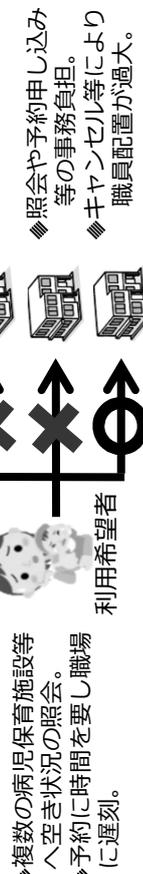
## 1. 課題

- ・ 病児保育事業や一時預かり事業を利用するに当たって、利用者自身で複数施設へ空き状況を問い合わせ、予約を申し込むなど負担が大きいため、利用を躊躇してしまう状態になっている。
- ・ 病児保育施設等においても、利用者の増加により、電話等による照会や予約申し込み等による事務負担が大きいが、また、当日の急なキャンセルの把握が難しく、職員配置が過大となり運営に支障をきたしている。

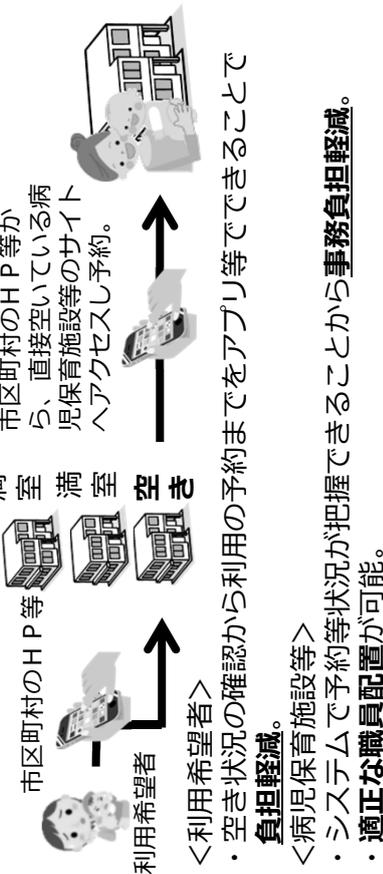
## 2. 対策

- ・ 利用者が、スムーズに空き状況を確認し予約等を行えるよう、市区町村において、管内の病児保育施設等の空き状況をリアルタイムに確認するためのシステムを構築する。
- ・ 病児保育施設等においてもシステムを構築し、市区町村のシステムと連携することで、予約・キャンセル等を行えるようにする。

### <現行>



### <システム導入後>



## 3. システムイメージ



1. 市内の病児保育事業所の位置と空き状況をリアルタイムで表示
2. 空いている近隣の病児保育事業所等の予約
3. キャンセル対策に自動リマインドメール
4. キャンセル時の自動繰り上げシステム等

すでに病児保育事業の予約状況の確認等を行えるシステム等を導入している自治体等の意見

- <A市>
- ・ 予約状況を職員自身のスマホで確認できる
  - ・ 当日キャンセルや定員超過を適切に把握できることで、職員自身が出勤調整を行うことができ、適正配置が可能
  - ・ 最近の保護者はほとんどスマホから予約で利用
- <B市>
- ・ 利用者は空き状況の照会及び24時間予約が可能
  - ・ キャンセル対応が簡素化し、職員の負担が軽減
- <C市>
- ・ 自動でキャンセル待ちの利用者へメールが届く仕組みにより、キャンセルに伴う稼働率を確保できる

※【実施主体】市区町村  
【補助割合】①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4  
【補助基準額(案)】①1自治体当たり8,000千円 ②1施設当たり1,000千円

「認可保育所等設置支援事業の実施について」新旧対照表

改正案	現行
<p>別添 1</p> <p>事業の目的 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、賃貸物件による保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「<b>保育所等</b>」<u>と</u>いう。）を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要な改修等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 (1) 賃貸物件による<b>保育所等</b>改修費等 賃貸物件により、<b>保育所等</b>を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。 (2) 小規模保育改修費等 賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。 (3) 認可化移行改修費等 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、児童福祉施設設備運営基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第32条に規定する保育所に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第28条、第32条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要な経費（改修費等、賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。 (4) 家庭的保育改修費等 家庭的保育事業を行う者が、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。 (5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等 幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園であって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望している私立幼稚園に対し、事業の開設に必要な経費（改修費等）の一部を補助する。 ※ 上記（1）から（4）の補助対象経費のうち、賃借料については、毎年4月1日以降開</p>	<p>別添 1</p> <p>事業の目的 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、賃貸物件による保育所を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要な改修等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 (1) 賃貸物件による保育所改修費等 賃貸物件により、保育所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。 (2) 小規模保育改修費等 賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。 (3) 認可化移行改修費等 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、児童福祉施設設備運営基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第32条に規定する保育所に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第28条、第32条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要な経費（改修費等、賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。 (4) 家庭的保育改修費等 家庭的保育事業を行う者が、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。 (5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等 幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園であって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望している私立幼稚園に対し、事業の開設に必要な経費（改修費等）の一部を補助する。 ※ 上記（1）から（4）の補助対象経費のうち、賃借料については、毎年4月1日以降開</p>

<p>所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。</p> <p>4 対象事業者</p> <p>(1) 賃賃物件による保育所等改修費等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所等を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合を除く。(公立施設を活用して保育所等)を運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。)</p> <p>(2) 小規模保育改修費等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)第43条に基づき特定地域型保育事業者(小規模保育事業に限る。)として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者(公立を含む。)</p> <p>(3) 認可化移行改修費等 「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」(平成27年4月13日雇児発0413第36号)の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」(以下「認可化移行運営費実施要綱」という。)に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条、家庭的保育事業設備運営基準第28条、第32条、第33条又は第43条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を営業者</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等 子ども・子育て支援法第43条に基づき特定地域型保育事業者(家庭的保育事業に限る。)として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者(公立を含む。)</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等 「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」(以下「長時間預かり実施要綱」という。)に掲げる実施要件を満し、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する私立幼稚園を経営する者</p> <p>5 対象事業の制限</p> <p>(1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。 ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合 ② 施設整備を目的とする場合(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)</p> <p>(2) 本事業による賃借料の補助は、1の施設・事業所につき1回限りとする。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 4の(1)、(2)及び(4)の対象事業者が子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付費、同法第29条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算の適用を受ける場合は、本事業による保育所等の開所以降に生じる賃借料の補助を受けることができな</p> <p>(2) 4の(3)について、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>(3) 4の(5)について、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合は補助金の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>7 費用</p>	<p>所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。</p> <p>4 対象事業者</p> <p>(1) 賃賃物件による保育所改修費等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合を除く。(公立施設を活用して保育所を)運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。)</p> <p>(2) 小規模保育改修費等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)第43条に基づき特定地域型保育事業者(小規模保育事業に限る。)として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者(公立を含む。)</p> <p>(3) 認可化移行改修費等 「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」(平成27年4月13日雇児発0413第36号)の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」(以下「認可化移行運営費実施要綱」という。)に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条、家庭的保育事業設備運営基準第28条、第32条、第33条又は第43条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を営業者</p> <p>(4) 家庭的保育改修費等 子ども・子育て支援法第43条に基づき特定地域型保育事業者(家庭的保育事業に限る。)として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者(公立を含む。)</p> <p>(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等 「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」(以下「長時間預かり実施要綱」という。)に掲げる実施要件を満し、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する私立幼稚園を経営する者</p> <p>5 対象事業の制限</p> <p>(1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。 ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合 ② 施設整備を目的とする場合(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)</p> <p>(2) 本事業による賃借料の補助は、1の保育所・事業所につき1回限りとする。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 4の(1)、(2)及び(4)の対象事業者が子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付費、同法第29条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算の適用を受ける場合は、本事業による保育所等の開所以降に生じる賃借料の補助を受けることができな</p> <p>(2) 4の(3)について、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>(3) 4の(5)について、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合は補助金の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>7 費用</p>
--	--

<p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>別添2～7 略</p>	<p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>別添2～7 略</p>
--	--

保育対策総合支援事業費補助金 交付要綱（令和元年度補正予算案分）（案）

別表：基準額（抄）

保育所等改修費等支援事業

（１）賃貸物件による保育所等改修費等

①平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合

本園の場合

（ア）新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	20,000,000円
利用（増加）定員20名以上59名以下	1施設当たり	32,000,000円
利用（増加）定員60名以上	1施設当たり	60,000,000円

（イ）老朽化対応の場合 1施設当たり 32,000,000円

分園の場合

（ア）新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	14,000,000円
利用（増加）定員20名以上	1施設当たり	21,000,000円

（イ）老朽化対応の場合 1施設当たり 21,000,000円

②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合

本園の場合

（ア）新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	23,000,000円
利用（増加）定員20名以上59名以下	1施設当たり	35,000,000円
利用（増加）定員60名以上	1施設当たり	63,000,000円

分園の場合

（ア）新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	17,000,000円
利用（増加）定員20名以上	1施設当たり	24,000,000円

③上記①、②以外の場合

本園の場合

（ア）新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	15,000,000円
利用（増加）定員20名以上59名以下	1施設当たり	27,000,000円
利用（増加）定員60名以上	1施設当たり	55,000,000円

（イ）老朽化対応の場合 1施設当たり 27,000,000円

分園の場合

（ア）新設又は定員拡大の場合

利用（増加）定員19名以下	1施設当たり	9,000,000円
利用（増加）定員20名以上	1施設当たり	16,000,000円

（イ）老朽化対応の場合 1施設当たり 16,000,000円

## 保育士宿舎借り上げ支援事業 国庫補助基準額（案） 一覧イメージ

NO	自治体	国庫補助基準額（案） （円）	NO	自治体	国庫補助基準額（案） （円）	NO	自治体	国庫補助基準額（案） （円）
1	北海道	48,000	64	藤崎町	38,000	127	にかほ市	39,000
2	札幌市	55,000	65	七戸町	43,000	128	仙北市	38,000
3	函館市	48,000	66	東北町	32,000	129	三種町	45,000
4	小樽市	41,000	67	おいらせ町	55,000	130	美郷町	28,000
5	旭川市	48,000	68	五戸町	32,000	131	羽後町	31,000
6	室蘭市	40,000	69	南部町	31,000	132	山形県	49,000
7	釧路市	43,000	70	岩手県	47,000	133	山形市	52,000
8	帯広市	48,000	71	盛岡市	52,000	134	米沢市	47,000
9	北見市	41,000	72	宮古市	37,000	135	鶴岡市	47,000
10	夕張市	28,000	73	大船渡市	33,000	136	酒田市	44,000
11	岩見沢市	48,000	74	花巻市	42,000	137	新庄市	45,000
12	網走市	39,000	75	北上市	48,000	138	寒河江市	53,000
13	留萌市	39,000	76	久慈市	40,000	139	上山市	43,000
14	苫小牧市	41,000	77	遠野市	35,000	140	村山市	42,000
15	稚内市	41,000	78	一関市	52,000	141	長井市	46,000
16	美唄市	37,000	79	陸前高田市	31,000	142	天童市	49,000
17	芦別市	33,000	80	釜石市	37,000	143	東根市	52,000
18	江別市	44,000	81	二戸市	42,000	144	尾花沢市	38,000
19	赤平市	22,000	82	八幡平市	43,000	145	南陽市	47,000
20	紋別市	38,000	83	奥州市	48,000	146	河北町	38,000
21	士別市	33,000	84	滝沢市	51,000	147	高畠町	55,000
22	名寄市	44,000	85	雫石町	39,000	148	川西町	43,000
23	三笠市	25,000	86	紫波町	47,000	149	庄内町	37,000
24	根室市	35,000	87	矢巾町	53,000	150	福島県	48,000
25	千歳市	49,000	88	金ヶ崎町	63,000	151	福島市	50,000
26	滝川市	44,000	89	山田町	40,000	152	会津若松市	44,000
27	砂川市	38,000	90	洋野町	30,000	153	郡山市	53,000
28	歌志内市	24,000	91	宮城県	55,000	154	いわき市	46,000
29	深川市	39,000	92	仙台市	59,000	155	白河市	46,000
30	富良野市	43,000	93	石巻市	40,000	156	須賀川市	53,000
31	登別市	41,000	94	塩竈市	45,000	157	喜多方市	42,000
32	恵庭市	49,000	95	気仙沼市	32,000	158	相馬市	44,000
33	伊達市	48,000	96	白石市	46,000	159	二本松市	42,000
34	北広島市	47,000	97	名取市	55,000	160	田村市	42,000
35	石狩市	49,000	98	角田市	48,000	161	南相馬市	43,000
36	北斗市	46,000	99	多賀城市	51,000	162	伊達市	48,000
37	当別町	36,000	100	岩沼市	52,000	163	本宮市	49,000
38	七飯町	47,000	101	登米市	47,000	164	南会津町	38,000
39	森町	41,000	102	栗原市	43,000	165	猪苗代町	38,000
40	八雲町	41,000	103	東松島市	42,000	166	会津坂下町	38,000
41	俱知安町	52,000	104	大崎市	52,000	167	会津美里町	32,000
42	余市町	46,000	105	富谷市	60,000	168	西郷村	45,000
43	美幌町	36,000	106	大河原町	54,000	169	矢吹町	48,000
44	遠軽町	33,000	107	柴田町	49,000	170	石川町	35,000
45	白老町	29,000	108	亶理町	46,000	171	三春町	46,000
46	新ひだか町	38,000	109	七ヶ浜町	45,000	172	茨城県	51,000
47	音更町	47,000	110	利府町	59,000	173	水戸市	52,000
48	芽室町	44,000	111	大和町	50,000	174	日立市	46,000
49	幕別町	41,000	112	加美町	38,000	175	土浦市	49,000
50	釧路町	50,000	113	涌谷町	33,000	176	古河市	53,000
51	別海町	39,000	114	美里町	43,000	177	石岡市	50,000
52	中標津町	46,000	115	秋田県	45,000	178	結城市	52,000
53	青森県	45,000	116	秋田市	48,000	179	龍ヶ崎市	46,000
54	青森市	48,000	117	能代市	35,000	180	下妻市	45,000
55	弘前市	47,000	118	横手市	45,000	181	常総市	49,000
56	八戸市	45,000	119	大館市	42,000	182	常陸太田市	48,000
57	黒石市	38,000	120	男鹿市	28,000	183	高萩市	43,000
58	五所川原市	36,000	121	湯沢市	43,000	184	北茨城市	42,000
59	十和田市	47,000	122	鹿角市	36,000	185	笠間市	46,000
60	三沢市	50,000	123	由利本荘市	43,000	186	取手市	52,000
61	むつ市	45,000	124	潟上市	41,000	187	牛久市	59,000
62	つがる市	35,000	125	大仙市	48,000	188	つくば市	58,000
63	平川市	44,000	126	北秋田市	40,000	189	ひたちなか市	53,000

（※）掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	国庫補助基準額 (円)
190	鹿嶋市	49,000
191	潮来市	48,000
192	守谷市	66,000
193	常陸大宮市	44,000
194	那珂市	58,000
195	筑西市	45,000
196	坂東市	54,000
197	稲敷市	44,000
198	かすみがうら市	51,000
199	桜川市	43,000
200	神栖市	50,000
201	行方市	45,000
202	鉾田市	47,000
203	つくばみらい市	62,000
204	小美玉市	45,000
205	茨城町	47,000
206	大洗町	41,000
207	城里町	32,000
208	東海村	55,000
209	大子町	49,000
210	美浦村	23,000
211	阿見町	38,000
212	八千代町	46,000
213	境町	47,000
214	利根町	60,000
215	栃木県	51,000
216	宇都宮市	55,000
217	足利市	48,000
218	栃木市	49,000
219	佐野市	49,000
220	鹿沼市	48,000
221	日光市	40,000
222	小山市	54,000
223	真岡市	51,000
224	大田原市	44,000
225	矢板市	39,000
226	那須塩原市	47,000
227	さくら市	46,000
228	那須烏山市	41,000
229	下野市	47,000
230	上三川町	57,000
231	益子町	55,000
232	芳賀町	42,000
233	壬生町	53,000
234	野木町	54,000
235	高根沢町	54,000
236	那須町	55,000
237	那珂川町	30,000
238	群馬県	49,000
239	前橋市	50,000
240	高崎市	52,000
241	桐生市	40,000
242	伊勢崎市	53,000
243	太田市	47,000
244	沼田市	46,000
245	館林市	48,000
246	渋川市	43,000
247	藤岡市	46,000
248	富岡市	43,000
249	安中市	39,000
250	みどり市	45,000
251	吉岡町	57,000
252	中之条町	35,000
253	みなかみ町	23,000
254	玉村町	50,000
255	板倉町	44,000
256	大泉町	48,000
257	邑楽町	50,000

NO	自治体	国庫補助基準額 (円)
258	埼玉県	66,000
259	さいたま市	72,000
260	川越市	61,000
261	熊谷市	54,000
262	川口市	75,000
263	行田市	49,000
264	秩父市	41,000
265	所沢市	67,000
266	飯能市	57,000
267	加須市	48,000
268	本庄市	47,000
269	東松山市	53,000
270	春日部市	59,000
271	狭山市	58,000
272	羽生市	53,000
273	鴻巣市	54,000
274	深谷市	54,000
275	上尾市	60,000
276	草加市	65,000
277	越谷市	69,000
278	蕨市	75,000
279	戸田市	79,000
280	入間市	60,000
281	朝霞市	76,000
282	志木市	73,000
283	和光市	79,000
284	新座市	70,000
285	桶川市	66,000
286	久喜市	53,000
287	北本市	54,000
288	八潮市	69,000
289	富士見市	72,000
290	三郷市	65,000
291	蓮田市	65,000
292	坂戸市	54,000
293	幸手市	47,000
294	鶴ヶ島市	61,000
295	日高市	51,000
296	吉川市	65,000
297	ふじみ野市	68,000
298	白岡市	70,000
299	伊奈町	61,000
300	三芳町	59,000
301	毛呂山町	46,000
302	滑川町	60,000
303	嵐山町	51,000
304	小川町	49,000
305	川島町	48,000
306	吉見町	62,000
307	上里町	47,000
308	寄居町	49,000
309	宮代町	51,000
310	杉戸町	52,000
311	松伏町	56,000
312	千葉県	65,000
313	千葉市	63,000
314	銚子市	43,000
315	市川市	75,000
316	船橋市	69,000
317	館山市	49,000
318	木更津市	56,000
319	松戸市	64,000
320	野田市	56,000
321	茂原市	50,000
322	成田市	56,000
323	佐倉市	62,000
324	東金市	52,000
325	旭市	44,000

NO	自治体	国庫補助基準額 (円)
326	習志野市	67,000
327	柏市	72,000
328	勝浦市	39,000
329	市原市	56,000
330	流山市	67,000
331	八千代市	64,000
332	我孫子市	60,000
333	鴨川市	56,000
334	鎌ヶ谷市	62,000
335	君津市	49,000
336	富津市	44,000
337	浦安市	80,000
338	四街道市	58,000
339	袖ヶ浦市	57,000
340	八街市	49,000
341	印西市	74,000
342	白井市	68,000
343	富里市	57,000
344	南房総市	45,000
345	匝瑳市	47,000
346	香取市	53,000
347	山武市	48,000
348	いすみ市	52,000
349	大網白里市	55,000
350	酒々井町	48,000
351	栄町	56,000
352	九十九里町	49,000
353	横芝光町	34,000
354	東京都	82,000
355	千代田区	82,000
356	中央区	82,000
357	港区	82,000
358	新宿区	82,000
359	文京区	82,000
360	台東区	82,000
361	墨田区	82,000
362	江東区	82,000
363	品川区	82,000
364	目黒区	82,000
365	大田区	82,000
366	世田谷区	82,000
367	渋谷区	82,000
368	中野区	82,000
369	杉並区	82,000
370	豊島区	82,000
371	北区	80,000
372	荒川区	82,000
373	板橋区	77,000
374	練馬区	82,000
375	足立区	71,000
376	葛飾区	72,000
377	江戸川区	82,000
378	八王子市	61,000
379	立川市	63,000
380	武蔵野市	82,000
381	三鷹市	82,000
382	青梅市	59,000
383	府中市	74,000
384	昭島市	62,000
385	調布市	82,000
386	町田市	64,000
387	小金井市	77,000
388	小平市	63,000
389	日野市	66,000
390	東村山市	64,000
391	国分寺市	74,000
392	国立市	77,000
393	福生市	58,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

NO	自治体	国庫補助基準額(案) (円)
394	狛江市	70,000
395	東大和市	58,000
396	清瀬市	59,000
397	東久留米市	66,000
398	武蔵村山市	49,000
399	多摩市	65,000
400	稲城市	73,000
401	羽村市	69,000
402	あきる野市	64,000
403	西東京市	76,000
404	瑞穂町	46,000
405	日の出町	62,000
406	神奈川県	76,000
407	横浜市	79,000
408	川崎市	82,000
409	相模原市	66,000
410	横須賀市	58,000
411	平塚市	62,000
412	鎌倉市	82,000
413	藤沢市	77,000
414	小田原市	61,000
415	茅ヶ崎市	73,000
416	逗子市	81,000
417	三浦市	79,000
418	秦野市	55,000
419	厚木市	62,000
420	大和市	69,000
421	伊勢原市	58,000
422	海老名市	70,000
423	座間市	61,000
424	南足柄市	60,000
425	綾瀬市	62,000
426	葉山町	82,000
427	寒川町	54,000
428	大磯町	75,000
429	二宮町	58,000
430	大井町	61,000
431	開成町	66,000
432	湯河原町	58,000
433	愛川町	52,000
434	新潟県	51,000
435	新潟市	53,000
436	長岡市	54,000
437	三条市	52,000
438	柏崎市	45,000
439	新発田市	48,000
440	小千谷市	44,000
441	加茂市	37,000
442	十日町市	49,000
443	見附市	52,000
444	村上市	47,000
445	燕市	51,000
446	糸魚川市	51,000
447	妙高市	50,000
448	五泉市	43,000
449	上越市	51,000
450	阿賀野市	42,000
451	佐渡市	39,000
452	魚沼市	40,000
453	南魚沼市	46,000
454	胎内市	40,000
455	富山県	49,000
456	富山市	51,000
457	高岡市	48,000
458	魚津市	54,000
459	氷見市	43,000
460	滑川市	42,000
461	黒部市	37,000

NO	自治体	国庫補助基準額(案) (円)
462	砺波市	52,000
463	小矢部市	48,000
464	南砺市	45,000
465	射水市	47,000
466	上市町	41,000
467	立山町	50,000
468	入善町	45,000
469	石川県	52,000
470	金沢市	54,000
471	七尾市	44,000
472	小松市	53,000
473	輪島市	33,000
474	珠洲市	22,000
475	加賀市	41,000
476	羽咋市	47,000
477	かほく市	51,000
478	白山市	49,000
479	能美市	45,000
480	野々市市	53,000
481	津幡町	53,000
482	内灘町	57,000
483	志賀町	32,000
484	中能登町	33,000
485	能登町	39,000
486	福井県	49,000
487	福井市	51,000
488	敦賀市	47,000
489	小浜市	47,000
490	大野市	46,000
491	勝山市	34,000
492	鯖江市	53,000
493	あわら市	40,000
494	越前市	49,000
495	坂井市	46,000
496	永平寺町	54,000
497	越前町	43,000
498	若狭町	42,000
499	山梨県	49,000
500	甲府市	50,000
501	富士吉田市	42,000
502	都留市	45,000
503	山梨市	44,000
504	大月市	42,000
505	韮崎市	48,000
506	南アルプス市	54,000
507	北杜市	38,000
508	甲斐市	54,000
509	笛吹市	56,000
510	上野原市	46,000
511	甲州市	46,000
512	中央市	56,000
513	市川三郷町	30,000
514	富士川町	32,000
515	昭和町	55,000
516	富士河口湖町	44,000
517	長野県	49,000
518	長野市	51,000
519	松本市	52,000
520	上田市	47,000
521	岡谷市	51,000
522	飯田市	49,000
523	諏訪市	56,000
524	須坂市	47,000
525	小諸市	40,000
526	伊那市	45,000
527	駒ヶ根市	45,000
528	中野市	47,000
529	大町市	36,000

NO	自治体	国庫補助基準額(案) (円)
530	飯山市	40,000
531	茅野市	49,000
532	塩尻市	54,000
533	佐久市	49,000
534	千曲市	49,000
535	東御市	49,000
536	安曇野市	53,000
537	軽井沢町	59,000
538	御代田町	55,000
539	下諏訪町	53,000
540	辰野町	43,000
541	箕輪町	51,000
542	南箕輪村	42,000
543	岐阜県	51,000
544	岐阜市	52,000
545	大垣市	52,000
546	高山市	52,000
547	多治見市	54,000
548	関市	47,000
549	中津川市	49,000
550	美濃市	43,000
551	瑞浪市	49,000
552	羽島市	51,000
553	恵那市	42,000
554	美濃加茂市	51,000
555	土岐市	45,000
556	各務原市	50,000
557	可児市	54,000
558	山県市	38,000
559	瑞穂市	56,000
560	飛騨市	49,000
561	本巣市	48,000
562	郡上市	37,000
563	下呂市	37,000
564	海津市	43,000
565	岐南町	59,000
566	笠松町	56,000
567	養老町	35,000
568	垂井町	39,000
569	神戸町	54,000
570	揖斐川町	41,000
571	大野町	56,000
572	池田町	48,000
573	北方町	53,000
574	御嵩町	42,000
575	静岡県	57,000
576	静岡市	61,000
577	浜松市	56,000
578	沼津市	58,000
579	熱海市	64,000
580	三島市	57,000
581	富士宮市	55,000
582	伊東市	47,000
583	島田市	53,000
584	富士市	56,000
585	磐田市	54,000
586	焼津市	56,000
587	掛川市	56,000
588	藤枝市	57,000
589	御殿場市	56,000
590	袋井市	51,000
591	下田市	46,000
592	裾野市	50,000
593	湖西市	52,000
594	伊豆市	45,000
595	御前崎市	43,000
596	菊川市	52,000
597	伊豆の国市	56,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

別紙

NO	自治体	国庫補助基準額(案) (円)
598	牧之原市	42,000
599	函南町	64,000
600	清水町	64,000
601	長泉町	59,000
602	小山町	33,000
603	吉田町	47,000
604	森町	36,000
605	愛知県	59,000
606	名古屋市	63,000
607	豊橋市	54,000
608	岡崎市	57,000
609	一宮市	55,000
610	瀬戸市	45,000
611	半田市	54,000
612	春日井市	58,000
613	豊川市	53,000
614	津島市	50,000
615	碧南市	55,000
616	刈谷市	58,000
617	豊田市	56,000
618	安城市	57,000
619	西尾市	50,000
620	蒲郡市	51,000
621	犬山市	50,000
622	常滑市	47,000
623	江南市	51,000
624	小牧市	52,000
625	稲沢市	59,000
626	新城市	49,000
627	東海市	55,000
628	大府市	60,000
629	知多市	56,000
630	知立市	56,000
631	尾張旭市	61,000
632	高浜市	53,000
633	岩倉市	59,000
634	豊明市	57,000
635	日進市	70,000
636	田原市	47,000
637	愛西市	58,000
638	清須市	62,000
639	北名古屋	64,000
640	弥富市	60,000
641	みよし市	60,000
642	あま市	59,000
643	長久手市	62,000
644	東郷町	59,000
645	豊山町	57,000
646	大口町	53,000
647	扶桑町	59,000
648	大治町	61,000
649	蟹江町	59,000
650	阿久比町	54,000
651	東浦町	57,000
652	南知多町	39,000
653	美浜町	38,000
654	武豊町	52,000
655	幸田町	57,000
656	三重県	51,000
657	津市	50,000
658	四日市市	52,000
659	伊勢市	52,000
660	松阪市	51,000
661	桑名市	56,000
662	鈴鹿市	53,000
663	名張市	59,000
664	尾鷲市	34,000
665	亀山市	48,000

NO	自治体	国庫補助基準額(案) (円)
666	鳥羽市	29,000
667	熊野市	34,000
668	いなべ市	51,000
669	志摩市	43,000
670	伊賀市	50,000
671	東員町	67,000
672	菰野町	59,000
673	明和町	38,000
674	玉城町	47,000
675	紀北町	37,000
676	滋賀県	55,000
677	大津市	59,000
678	彦根市	47,000
679	長浜市	56,000
680	近江八幡市	53,000
681	草津市	55,000
682	守山市	61,000
683	栗東市	62,000
684	甲賀市	53,000
685	野洲市	60,000
686	湖南市	52,000
687	高島市	46,000
688	東近江市	52,000
689	米原市	52,000
690	日野町	48,000
691	愛荘町	43,000
692	京都府	63,000
693	京都市	65,000
694	福知山市	52,000
695	舞鶴市	46,000
696	綾部市	45,000
697	宇治市	58,000
698	宮津市	43,000
699	亀岡市	54,000
700	城陽市	60,000
701	向日市	65,000
702	長岡京市	69,000
703	八幡市	51,000
704	京田辺市	55,000
705	京丹後市	39,000
706	南丹市	47,000
707	木津川市	65,000
708	大山崎町	56,000
709	久御山町	47,000
710	精華町	63,000
711	与謝野町	46,000
712	大阪府	63,000
713	大阪市	66,000
714	堺市	55,000
715	岸和田市	50,000
716	豊中市	73,000
717	池田市	68,000
718	吹田市	71,000
719	泉大津市	56,000
720	高槻市	62,000
721	貝塚市	44,000
722	守口市	61,000
723	枚方市	58,000
724	茨木市	71,000
725	八尾市	59,000
726	泉佐野市	49,000
727	富田林市	54,000
728	寝屋川市	55,000
729	河内長野市	52,000
730	松原市	57,000
731	大東市	54,000
732	和泉市	56,000
733	箕面市	70,000

NO	自治体	国庫補助基準額(案) (円)
734	柏原市	56,000
735	羽曳野市	54,000
736	門真市	57,000
737	摂津市	62,000
738	高石市	61,000
739	藤井寺市	59,000
740	東大阪市	59,000
741	泉南市	48,000
742	四條畷市	56,000
743	交野市	57,000
744	大阪狭山市	54,000
745	阪南市	47,000
746	島本町	66,000
747	豊能町	63,000
748	忠岡町	56,000
749	熊取町	50,000
750	岬町	34,000
751	河南町	44,000
752	兵庫県	63,000
753	神戸市	63,000
754	姫路市	53,000
755	尼崎市	62,000
756	明石市	57,000
757	西宮市	74,000
758	洲本市	49,000
759	芦屋市	82,000
760	伊丹市	62,000
761	相生市	49,000
762	豊岡市	51,000
763	加古川市	55,000
764	赤穂市	48,000
765	西脇市	43,000
766	宝塚市	82,000
767	三木市	53,000
768	高砂市	47,000
769	川西市	64,000
770	小野市	46,000
771	三田市	61,000
772	加西市	52,000
773	篠山市	54,000
774	養父市	49,000
775	丹波市	52,000
776	南あわじ市	51,000
777	朝来市	49,000
778	淡路市	41,000
779	宍粟市	47,000
780	加東市	51,000
781	たつの市	55,000
782	猪名川町	64,000
783	多可町	25,000
784	稲美町	61,000
785	播磨町	53,000
786	福崎町	59,000
787	太子町	55,000
788	上郡町	35,000
789	佐用町	40,000
790	香美町	25,000
791	奈良県	56,000
792	奈良市	60,000
793	大和高田市	47,000
794	大和郡山市	51,000
795	天理市	45,000
796	橿原市	55,000
797	桜井市	45,000
798	五條市	35,000
799	御所市	31,000
800	生駒市	61,000
801	香芝市	67,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

NO	自治体	国庫補助基準額 (案) (円)
802	葛城市	58,000
803	宇陀市	35,000
804	平群町	82,000
805	三郷町	46,000
806	斑鳩町	59,000
807	田原本町	61,000
808	上牧町	43,000
809	王寺町	50,000
810	広陵町	58,000
811	河合町	58,000
812	大淀町	44,000
813	和歌山県	48,000
814	和歌山市	53,000
815	海南市	54,000
816	橋本市	47,000
817	有田市	45,000
818	御坊市	40,000
819	田辺市	44,000
820	新宮市	39,000
821	紀の川市	44,000
822	岩出市	53,000
823	かつらぎ町	35,000
824	有田川町	52,000
825	白浜町	37,000
826	那智勝浦町	34,000
827	串本町	41,000
828	鳥取県	46,000
829	鳥取市	46,000
830	米子市	49,000
831	倉吉市	45,000
832	境港市	41,000
833	八頭町	36,000
834	湯梨浜町	44,000
835	琴浦町	33,000
836	大山町	30,000
837	島根県	46,000
838	松江市	49,000
839	浜田市	42,000
840	出雲市	50,000
841	益田市	43,000
842	大田市	45,000
843	安来市	42,000
844	江津市	43,000
845	雲南市	37,000
846	岡山県	53,000
847	岡山市	56,000
848	倉敷市	54,000
849	津山市	47,000
850	玉野市	41,000
851	笠岡市	46,000
852	井原市	44,000
853	総社市	47,000
854	高梁市	39,000
855	新見市	44,000
856	備前市	40,000
857	瀬戸内市	48,000
858	赤磐市	39,000
859	真庭市	44,000
860	美作市	38,000
861	浅口市	49,000
862	広島県	54,000
863	広島市	58,000
864	呉市	48,000
865	竹原市	40,000
866	三原市	49,000
867	尾道市	45,000
868	福山市	53,000
869	府中市	46,000

NO	自治体	国庫補助基準額 (案) (円)
870	三次市	43,000
871	庄原市	42,000
872	大竹市	43,000
873	東広島市	48,000
874	廿日市市	55,000
875	安芸高田市	45,000
876	江田島市	38,000
877	府中町	64,000
878	海田町	54,000
879	熊野町	46,000
880	北広島町	42,000
881	世羅町	51,000
882	山口県	45,000
883	下関市	43,000
884	宇部市	44,000
885	山口市	49,000
886	萩市	38,000
887	防府市	45,000
888	下松市	46,000
889	岩国市	50,000
890	光市	44,000
891	長門市	37,000
892	柳井市	42,000
893	美祢市	38,000
894	周南市	48,000
895	山陽小野田市	43,000
896	周防大島町	30,000
897	田布施町	38,000
898	徳島県	48,000
899	徳島市	50,000
900	鳴門市	48,000
901	小松島市	46,000
902	阿南市	42,000
903	吉野川市	39,000
904	阿波市	35,000
905	美馬市	32,000
906	三好市	33,000
907	石井町	46,000
908	松茂町	49,000
909	北島町	57,000
910	藍住町	57,000
911	香川県	51,000
912	高松市	54,000
913	丸亀市	49,000
914	坂出市	48,000
915	善通寺市	48,000
916	観音寺市	52,000
917	さぬき市	38,000
918	東かがわ市	44,000
919	三豊市	44,000
920	三木町	43,000
921	宇多津町	60,000
922	綾川町	41,000
923	多度津町	43,000
924	まんのう町	50,000
925	愛媛県	47,000
926	松山市	50,000
927	今治市	45,000
928	宇和島市	46,000
929	八幡浜市	34,000
930	新居浜市	46,000
931	西条市	47,000
932	大洲市	46,000
933	伊予市	45,000
934	四国中央市	46,000
935	西予市	40,000
936	東温市	45,000
937	松前町	46,000

NO	自治体	国庫補助基準額 (案) (円)
938	砥部町	44,000
939	内子町	29,000
940	愛南町	34,000
941	高知県	46,000
942	高知市	50,000
943	室戸市	22,000
944	安芸市	32,000
945	南国市	44,000
946	土佐市	44,000
947	須崎市	36,000
948	宿毛市	41,000
949	土佐清水市	38,000
950	四万十市	45,000
951	香南市	43,000
952	香美市	43,000
953	いの町	38,000
954	四万十町	26,000
955	福岡県	55,000
956	北九州市	48,000
957	福岡市	61,000
958	大牟田市	40,000
959	久留米市	49,000
960	直方市	43,000
961	飯塚市	43,000
962	田川市	39,000
963	柳川市	49,000
964	八女市	48,000
965	筑後市	51,000
966	大川市	46,000
967	行橋市	46,000
968	豊前市	41,000
969	中間市	42,000
970	小郡市	51,000
971	筑紫野市	56,000
972	春日市	60,000
973	大野城市	60,000
974	宗像市	49,000
975	太宰府市	58,000
976	古賀市	54,000
977	福津市	59,000
978	うきは市	42,000
979	宮若市	38,000
980	嘉麻市	24,000
981	朝倉市	43,000
982	みやま市	43,000
983	糸島市	54,000
984	那珂川市	62,000
985	宇美町	52,000
986	篠栗町	63,000
987	志免町	62,000
988	須恵町	50,000
989	新宮町	64,000
990	粕屋町	62,000
991	水巻町	40,000
992	岡垣町	40,000
993	遠賀町	45,000
994	鞍手町	31,000
995	筑前町	56,000
996	大刀洗町	53,000
997	広川町	52,000
998	川崎町	23,000
999	福智町	27,000
1,000	苅田町	41,000
1,001	みやこ町	26,000
1,002	築上町	28,000
1,003	佐賀県	48,000
1,004	佐賀市	50,000
1,005	唐津市	44,000

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

## 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充

(消費税、地方消費税)

### 1. 大綱の概要

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える。

(注) 上記の改正は、令和2年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

### 2. 制度の内容

施設の種類	認可保育所	認可外保育施設
利用料に係る消費税	非課税	乳幼児の数 6人以上 + 指導監督基準を満たす旨の証明書
		乳幼児の数 5人以下 + 指導監督基準を満たす旨の証明書
		課税 → <b>非課税</b>

注：前々年又は前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されている。

- 今般の幼児教育・保育の無償化に合わせ、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設に係る保育に従事する者に関する基準を見直したことに加え、原則年1回以上の集団指導を行うこととされている。
- こうしたことを踏まえ、**1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち都道府県知事等から指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設において行われる保育に係る利用料について非課税とする。**

## 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保 未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検実施状況（概要）

- 保育所や幼稚園など、約6万2千施設を対象として、緊急安全点検を実施
- 延べ約5万2千件の報告を基に、施設関係者と道路管理者、警察等が連携して合同点検を実施することとし、これまで**全国で延べ約3万6千件について対策が必要と報告**。

表：緊急安全点検の実施状況（概数）

	保育所等	幼稚園等	認定こども園	その他	合計
対象施設数	約29,000	約9,000	約7,000	約16,000	約62,000
合同点検実施 対象延べ件数	約33,000	約3,000	約7,000	約9,000	約52,000
<b>対策必要 延べ件数</b>	<b>約23,000</b>	<b>約2,000</b>	<b>約5,000</b>	<b>約5,000</b>	<b>約36,000</b>

注：対象施設数は、関係省庁資料等に基づくもの。

10月末に報告を受けた件数を取りまとめたもの。

各施設からの報告件数は「延べ数」であり、同一の場所について重複して報告されることもあり得る。

「合同点検実施対象延べ件数」と「対策必要延べ件数」の差分は、合同点検の結果対策不要となった件数のほか、合同点検未実施件数を含む。このため、「対策必要延べ件数」は、今後増加する可能性がある。

## キッズ・ゾーンの創設について

- 令和元年5月、滋賀県大津市で散歩中の保育園児の列と車による事故が発生。この事故を受け、政府として「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」をとりまとめ、その対策の1つとして、「キッズ・ゾーン」の創設を検討
  - ※ 幼稚園等は文科省の「スクール・ゾーン」で交通安全対策を行っている。保育園等はその範囲外となっていたため、「スクール・ゾーン」を参考に「キッズ・ゾーン」を創設
- キッズ・ゾーン創設のための通知を内閣府と連名で発出、併せて、「厚生労働省交通安全業務計画」を改定  
→ 都道府県、指定都市、中核市に向けて発出

### キッズ・ゾーンの設定の推進について（依頼）（令和元年11月12日）

- ・実施主体は市町村（認可外保育施設にあつては、都道府県、指定都市又は中核市）
- ・設定、具体的な対策には対象の保育所等、道路管理者及び都道府県警察と協議

※警察庁、国交省からも都道府県警察、道路管理者宛て通知及び事務連絡を発出し、連携の円滑化を図っている。

#### （1）キッズ・ゾーン設定の目的

- 散歩等の園外活動等の安全を確保するため、
- ・保育所等の周辺で園児等に対する注意をすべきという意識の啓発
- ・関係機関の協力により、特に配慮する必要がある箇所に対しての安全対策の一層の推進
- ・それによる、保育所等の周辺の道路における自動車の運転手等に対する注意喚起、を行うこと。

#### （2）キッズ・ゾーン設定の手順

市町村等の保育担当部局等を中心に、対象の保育所等、都道府県警察や道路管理者と協議の上、設定や対策を行う。

##### ①キッズ・ゾーンの範囲の設定

市町村等が、都道府県警察及び道路管理者と協議の上、管轄内の保育所等の周囲半径500メートルを原則とし設定

##### ②キッズ・ゾーンにおける交通安全対策の実施

道路管理者、都道府県警察等と協力しつつ、ゾーンの範囲内で実施するエリア対策等といった具体的な交通安全対策を検討

## 「平成 31 年度厚生労働省交通安全業務計画」改定内容

- 1 「第 1 交通の安全に関し、厚生労働省が講ずべき施策」の「3 子どもの遊び場等の確保、幼児に対する交通安全教育の推進」に以下の項目を追加。

(3) 市町村（認可外保育施設にあつては、都道府県、指定都市又は中核市。以下「市町村等」という。）、保育所及び地域型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援（医療型を含む）事業所（以下「保育所等という」）において、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、保育所等を中心に周囲 500 メートルを範囲とするキッズ・ゾーン（特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化がなされるよう積極的に推進を図る。

- 2 「第 2 都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項」の「3 子どもの遊び場等の確保、幼児に対する交通安全教育の推進及びチャイルドシートの正しい着用の徹底」に以下の項目を追加。

(4) 市町村等並びに保育所等においてキッズ・ゾーンの設定が適切に行われるとともに、日常的に使用する移動経路を定期的に点検し、その結果に応じて適切な処置を行えるよう、適宜、地域の警察、道路管理者等に協力を得て必要な対策について検討を行うこと。  
なお、キッズ・ゾーンの範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定して差し支えない。

(参考) 平成31年度交通安全業務計画(抄)

## 平成31年度厚生労働省交通安全業務計画

厚生労働省は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第24条第1項の規定に基づき、平成31年度交通安全業務計画を次のとおり定める。

### 第1 交通の安全に関し、厚生労働省が講ずべき施策

#### 1 高齢者に対する交通安全教育の推進

地域の関係団体等における交通安全教育の推進のために必要な支援を行う。

#### 2 障害者等のための生活環境の改善等

(1) 電動車椅子使用者に対する事前の操作訓練等の指導の徹底を図る。

(2) 盲導犬等身体障害者補助犬の利用に対する理解を深めるよう、啓発広報に努める。また、交通量が多い道路や駅ホーム等を含め、どのような場所においても援助が必要な身体障害者補助犬使用者には、周囲が積極的に声かけ等ができるよう、啓発広報に努める。

#### 3 子どもの遊び場等の確保、幼児に対する交通安全教育の推進

(1) 路上遊戯等による交通事故を防止するため、児童館など、子どもの遊び場等の確保を推進するとともに、児童館等において、遊びによる生活指導の一環として、交通安全教育の推進を図る。

(2) 関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、計画的かつ継続的な交通安全の推進を図る。

#### 4 交通労働災害防止対策の推進

都道府県労働局、労働基準監督署、関係団体や交通安全関係の会議等を通じ、関係機関とも連携の上、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の関係事業者に対する周知、指導を行うこと等により、交通労働災害防止対策の推進を図る。

#### 5 救急医療体制の整備

救急医療体制については、初期、第二次及び第三次からなる救急医療体制の総合的な整備を推進しており、平成31年度においても引き続きその充実を期する。

##### (1) 救急医療体制の体系的整備

##### ア 初期救急医療体制の整備

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に沿って、認知症に関する専門医、認定医等について、数値目標を定めて、具体的に養成を拡充するよう、関係各学会と協力して取り組む。

## 第2 都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情に応じて具体的に支援することが望ましい施策は次のとおりである。

### 1 高齢者に対する交通安全教育の推進

地域の関係団体等における交通安全教育が推進されるための指導に関すること。

### 2 障害者等のための生活環境の改善等

- (1) 電動車椅子使用者に対する事前の操作訓練等の指導の徹底に関すること。
- (2) 盲導犬等身体障害者補助犬の利用に対する理解の周知徹底に関すること。

### 3 子どもの遊び場等の確保、幼児に対する交通安全教育の推進及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 児童館等の整備による子どもの遊び場等の確保及び児童館等における、遊びによる生活指導の一環としての交通安全教育の指導に関すること。
- (2) 保育所における、家庭及び地域における関係機関・団体等との連携協力の下での、計画的かつ継続的な交通安全教育の推進の指導に関すること。
- (3) 特に、チャイルドシート、幼児二人同乗用自転車について、保育所等の児童福祉施設や母子健康手帳の交付時、妊産婦・乳幼児に対する健康診査及び保健指導等の機会を通じた、チャイルドシートの着用の必要性和着用効果、安全利用に関する正しい理解並びに幼児と児童の自転車乗用時における乗用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用の促進に努めること。

### 4 救急医療体制の整備

- (1) 救急病院、救急診療所の整備の推進に関すること。
- (2) 休日夜間急患センター、在宅当番医制による初期救急医療体制の整備の推進に関すること。
- (3) 病院群輪番制等第二次救急医療体制の整備の推進に関すること。

(参考) 2019 年度文部科学省交通安全業務計画 (抄)

### 第3 主要対策

#### 1 安全な道路交通環境づくりの促進

##### (1) 通学通園路における交通安全の促進

##### ウ スクール・ゾーンの設定の推進とその定着化

教育委員会、幼稚園等及び小学校等においては、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、幼稚園等及び小学校等を中心に周囲500メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子供の交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する。

# 「子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－」の勧告に対する改善措置状況（1回目）

勧告先：内閣府、厚生労働省 勧告日：平成30年11月9日 回答日：令和元年10月17日（内閣府）、10月4日（厚生労働省） 改善状況：10月1日現在（内閣府）、9月30日現在（厚生労働省）

## 1 保育施設等における重大事故対策の徹底・推進

**主な勧告（調査結果）**〔内閣府及び厚生労働省〕

① 重大事故対策の重要性の認識  
睡眠中の呼吸等点検などの**重大事故対策の重要性を保育施設等に周知徹底**することを地方公共団体に対し要請  
〔○ 重要性の認識不足から、睡眠中における呼吸等点検などの重大事故対策を未実施の保育施設等あり〕

② 重大事故対策の監査事項への位置付け  
保育施設等における**重大事故対策の実施状況を地方公共団体の監査時の確認事項の一つとして明確に位置付け**て提示し、適切な指導を要請  
〔○ 重大事故対策の実施状況を国は監査時の確認事項として明確に位置付けていないことから、ほとんどの地方公共団体で、監査時に未確認かつ必要な指摘・助言を未実施〕

**主な改善措置状況**

① 内閣府及び厚生労働省は、令和元年8月、**重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策（※）の重要性**について、管内の保育施設等への**周知徹底を図るよう都道府県等に対し要請**  
※ 睡眠中の呼吸等点検やプール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置など

② 内閣府及び厚生労働省は、本年度中に地方公共団体の保育施設等に対する監査に係る各種通知を改正し、**重大事故対策の実施状況を監査時の確認事項の一つとして明確に位置付ける予定**

## 2 保育施設等で発生した事故の的確な把握

**主な勧告（調査結果）**〔内閣府及び厚生労働省〕

① 重大事故の範囲の明確化  
**重大事故の範囲を、誤認を招かないよう明確にした上で、国への報告を励行**するよう保育施設等に周知徹底することを地方公共団体に対し要請  
〔○ 事故範囲の誤認により、治療期間30日以上の骨折等の重大事故を未報告の保育施設等あり〕

② 重大事故報告の監査事項への位置付け  
保育施設等における**重大事故の報告状況を地方公共団体の監査時の確認事項の一つとして明確に位置付け**、監査の機会等を通じて、例えば、**保険給付の請求に係る資料を活用した重大事故の報告状況の確認を要請**  
〔○ 重大事故の報告状況を、国は監査時の確認事項として明確に位置付けていないことから、ほとんどの地方公共団体で、監査時に未確認かつ必要な指摘・助言を未実施〕  
〔○ 保育施設等が（独）JSCに請求した「災害共済給付」事案を分析した結果、重大事故に該当する可能性が高い事案でも未報告のものあり〕

**主な改善措置状況**

① 内閣府及び厚生労働省は、令和元年8月、国への報告の対象となる**重大事故の範囲は、30日以上の治療期間を要する負傷や疾病を伴う事故**で、これらは**全て国への報告の対象**となる事故である旨を都道府県等に対し改めて**通知**。管内の保育施設等に対し、該当する事故があった場合は、**報告を励行するよう都道府県等に要請**

② 内閣府及び厚生労働省は、次の措置を講ずる予定  
i) 本年度中に地方公共団体の保育施設等に対する監査に係る各種通知を改正し、**重大事故の国への報告状況を監査における確認事項の一つとして明確に位置付け**  
ii) 上記 i) の改正を行う際には、**保険給付の請求に係る資料を活用して重大事故の報告状況を確認する方法があることを例示**

### 3 処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底

#### 主な勧告（調査結果）

〔 内閣府及び厚生労働省 〕

- ① 賃金改善確認時の賃金台帳の活用  
保育施設等における**保育従事者等の賃金改善（※）**の状況について、  
監査の機会等を通じて**賃金台帳等を活用した確認**を行うよう地方公共  
団体に対し要請

○ 半数以上の地方公共団体では、保育従事者等の賃金加算の状況  
について、国が示した方法では確認が十分でないとして、独自  
に賃金台帳等を活用し、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況  
を確認

#### ② 賃金改善確認の取組例の収集・提供

保育従事者等一人一人の賃金改善の状況の確認に係る地方公共団  
体独自の創意工夫した**取組例を収集し、情報提供**

○ 独自の様式を定めるなどして保育従事者等の賃金改善の状況を  
確認していた地方公共団体の中には、賃金改善のために支給され  
た金額の半分以上を経営者の親族1人に配分している事実を発見し  
た例あり

※ 「賃金改善」とは、保育従事者等の平均勤続年数やキャリアアップなどの取組に応じて  
国が人件費を加算する仕組みに基づき、保育施設等が保育従事者等の賃金を増額させ  
ること

### 4 保護者の安心に資する情報の開示の推進

#### 主な勧告（調査結果）

〔 内閣府及び厚生労働省 〕

保育士等の配置数など法令上、保育施設等に**掲示や書面交付**等が求め  
られる情報について、監査の機会等を通じて、**情報開示の重要性や制度の  
内容を保育施設等に周知**

○ 保育士等の配置数など法令上、保育施設等に**掲示や書面交付**等が  
求められる情報について、開示の重要性や制度の無理解から、未開  
示の保育施設等あり

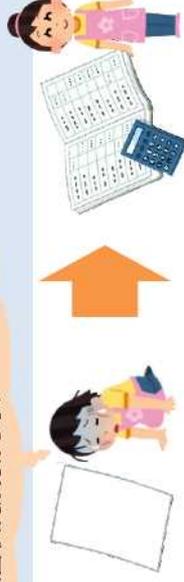
#### 主な改善措置状況

- ① 内閣府及び厚生労働省は、平成31年2月、**保育施設等における保育従  
事者等一人一人の賃金改善の状況**について、監査の機会等を通じて**賃金  
台帳等を活用して確認**を行うよう、「都道府県等説明会」(都道府県等の  
子育て支援担当部局の担当者を参集した会議)において**要請**

- ② 内閣府は、令和元年10月、全国の地方公共団体から収集した賃金改善  
の確認に当たり参考となる**保育従事者等一人一人の賃金改善の確認方法  
や様式**を地方公共団体に提供予定

国の示す方法では一人一人の  
賃金改善状況が分からない…

賃金台帳等により一  
人一人の賃金改善  
状況が確認可能に

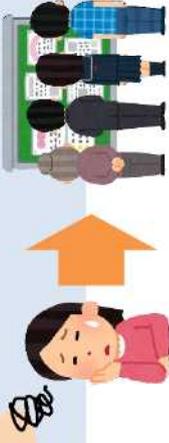


#### 主な改善措置状況

内閣府及び厚生労働省は、平成31年2月、保育士等の配置数など**法令  
上、保育施設等に掲示や書面交付**等が求められる情報について、監査の機  
会等を通じて、**情報開示の重要性や制度の内容を保育施設等に周知徹底**  
を図るよう「都道府県等説明会」において**要請**

どの保育施設を選  
べばいいかしら…

情報開示により、保育  
施設の選択が容易に



# 放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

## 基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事又は指定都市市長が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補充し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

## 研修内容等

事項	主な内容
実施主体	都道府県又は指定都市又は中核市(以下、「都道府県等」と表記)(都道府県等が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可)
研修内容・時間数	次項のとおり(16科目24時間)(都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可)。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を都道府県知事名等で交付
認定の取消	都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

# 認定の仕組み（都道府県等の事務の主な流れ）



## 放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4. 5時間（90分×3）】
  - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
  - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
  - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識 【6. 0時間（90分×4）】
  - ④ 子どもの発達理解
  - ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
  - ⑥ 障害のある子どもの理解
  - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4. 5時間（90分×3）】
  - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
  - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
  - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間（90分×2）】
  - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
  - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間（90分×2）】
  - ⑬ 子どもの生活面における対応
  - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間（90分×2）】
  - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
  - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間（16科目）

# 利用者支援事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

## 3つの事業類型

### 基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、地域子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置  
 ※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○実施か所数の推移

（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915	1,897
30年度	720	375	1,183	2,278

### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

### 母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○補助単価（令和2年度予算案）

【基本事業】

基本型	特定型	母子保健型
7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

※特別支援対応加算…特別な配慮が必要な子育て家庭等に対して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置した場合に加算を行う。

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

# 地域子育て支援拠点事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

## 背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少くない
- ・ 児童数の減少

## 課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



- 実施主体 市町村(特別区を含む)
- 実施か所数の推移(単位:か所数)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
6,538	6,818	7,063	7,259	7,431

- 負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

- 補助単価(令和2年度予算案)

【基本事業】一般型 8,270千円(5日型、常勤職員を配置の場合)  
連携型 2,951千円(5～7日型の場合)

(注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

- 【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)

3,288千円(基本事業一般型(5日型)で実施した場合)

(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

(令和2年度新規)

特別支援対応加算 1,039千円

※ 特別な配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う

研修受講加算 1人あたり21千円

※ 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

## 地域子育て支援拠点

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

### 4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

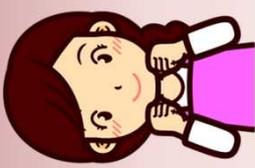
- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

# 地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、平成30年度より地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施。

<p>○ <b>地域の人材による子育て支援活動強化研修</b></p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者</li> </ul> <p>②研修の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成</li> <li>・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得</li> </ul> <p>③実施主体：国（※公募により民間団体に委託予定）</p>	<p><b>【ベテラン職員】</b></p>  <p>◇ 経験年数が概ね5年以上の職員</p>
<p>○ <b>地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業</b></p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者</li> </ul> <p>②研修の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上</li> <li>・地域における子育て支援に関する専門的知識や技術等の修得</li> </ul> <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p><b>【中堅職員】</b></p>  <p>◇ 経験年数が概ね5年未満の職員</p>
<p>○ <b>子育て支援員研修 （地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）</b></p> <p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者</li> </ul> <p>②研修の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な子育て支援分野全般に関する基礎的知識や技術等の修得</li> <li>・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解</li> </ul> <p>③補助率 国1/2、都道府県・市町村1/2</p>	<p><b>【新任職員】</b></p>  <p>◇ 未経験の職員</p> <p>◇ 経験年数が概ね3年未満の職員</p>

# 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

令和元年度予算 1,304億円の内数 → 令和2年度予算案 1,453億円の内数

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

## ○主な実施要件

- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

## ○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

## ○実施主体 市区町村

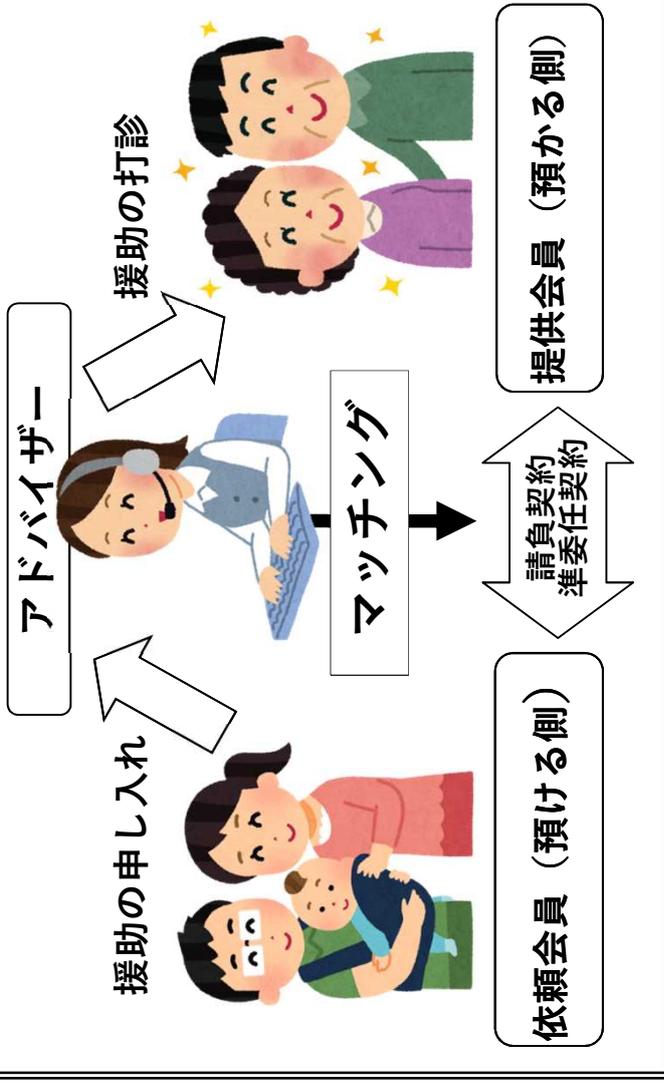
○実施市区町村  
 平成30年度 895市区町村  
 平成29年度 863市区町村

## ○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市区町村（1/3）

## ○補助単価

- 【基本事業】会員数100～299人 2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数 ～59件 1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）
- 【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合 500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
- 【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円 等
- 【令和2年度新規】子どもの預かり前の事前打合せについて、外出困難な家庭等に訪問して実施した場合に加算を行う。  
 ・支部設置加算について、政令指定都市以外の市区町村（会員数2,000人以上）に対象を拡大する。

## ファミリー・サポート・センター 〔相互援助組織〕



## 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施のため、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための各種研修を実施する。

また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 令和2年度予算案：34.5億円（令和元年度：36.0億円）

子育て支援員研修事業 令和2年度予算案：5.1億円（令和元年度：5.1億円）

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関する必要な知識や技術等を習得するための研修を実施
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業：令和2年度予算案 29.4億円（令和元年度：30.9億円）

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

### 【研修内容】

- ・保育の質の向上のための研修等事業
- ・保育士等キャリアアップ研修事業
- ・新規新卒者の確保、就業継続支援事業
- ・多様な保育研修事業
- ・放課後児童支援員等研修事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業
- ・認可外の居宅訪問型保育研修事業【新規】

子ども・子育て支援推進調査研究事業 令和2年度予算案：6.0億円（令和元年度：4.7億円）

- ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施  
補助率：定額（10/10）

【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規新卒者の確保、就業継続支援事業	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業	
放課後児童支援員認定資格研修事業	省令基準により、「放課後児童支援員」となるためには都道府県知事又は指定都市市長が実施する研修を修了することが義務づけられているため、「放課後児童支援員」として新たに業務に従事するための認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び援助を行う会員の資質向上を図るための研修を実施
認可外の居宅訪問型保育研修事業【新規】	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準を創設し、当該基準において保育従事者が修了する必要があることとした研修を実施

## 新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づき申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

## 【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

### ①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

### ③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、①ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーデイネート機能
- ②住民同士が出会い参加しやすい参加のできる場や居場所の確保を行う事業を実施

### ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

## (市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域をつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返すこと、事業の実施状況を定期的に分・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。

※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

# 新たな事業の枠組み

令和元年11月18日「第8回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）

## ◆断らない相談支援

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

## ◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持ち持つ総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

## ◆地域づくりに向けた支援

各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確認。

- ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
- 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

### ①断らない相談支援

#### 現行の仕組

高齢分野の相談
障害分野の相談
子ども分野の相談
困窮分野の相談

#### 断らない相談支援

属性や世代を問わない相談
<b>新</b> 多機関協働の中核
<b>新</b> 専門職による伴走支援

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における属性を越えた相談支援を促進。

### ③地域づくりに向けた支援

#### 現行の仕組

高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

#### 地域づくりに向けた支援

交流や参加の機会を創り出す コーディネート機能
地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における多様な居場所や参加の場の創出等を促進。

### ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

#### 現行の仕組

困窮分野の任意事業 (就労準備支援、家計改善支援等)
〇〇 (高齢分野の事業)
〇〇 (障害分野の事業)
〇〇 (子ども分野の事業)
⋮

#### 参加支援

困窮分野の任意事業 (就労準備支援、家計改善支援等)
〇〇 (高齢分野の事業)
〇〇 (障害分野の事業)
〇〇 (子ども分野の事業)

〇〇に於いて既存の地域資源に働きかけ

**新** 狭間のニーズにも対応する参加支援

※ 地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応。

- 新たな事業において実施される支援のうち、市町村が行う断らない相談支援及び地域づくりに向けた支援については、地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、属性を超えた支援の柔軟かつ円滑な提供が求められる。このため、国等による財政支援は、介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができるとすべきである。
- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存の制度からの拠出については、拠出が特定の制度に偏らないよう合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要であるといった意見や、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきであった意見があったことを踏まえ、より詳細を検討すべきである。
- さらに、現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべきである。

（「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（案）」 23ページより抜粋）

# 次世代育成支援対策施設整備交付金

令和元年度当初予算額 157億円 (97億円 + 60億円\*)  
 ⇒ 令和2年度予算案額 144億円 (106億円 + 38億円\*)  
 \*臨時・特別の措置分(耐震化整備に必要な経費)

## 1. 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

事業概要	対象施設	整備内容	
<b>①通常整備</b> 児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等や市町村における要保護児童等の支援拠点の整備の推進を図る。	・ 児童厚生施設 (児童館) ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 婦人相談所一時保護施設 ・ 婦人保護施設 ・ 職員養成施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター	・ 一時預かり事業所 ・ 地域子育て支援拠点事業所 ・ 利用者支援事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・ 産後ケア事業を行う施設 ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 婦人相談所一時保護施設 ・ 婦人保護施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
<b>②耐震化等整備</b> 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	・ 児童相談所一時保護施設 ・ 婦人相談所一時保護施設 ・ 婦人保護施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

2. **設置主体** 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社 (児童館を除く) 等

3. **国庫補助率** 定額 (1/2相当、児童館は1/3相当)

## 4. 令和2年度拡充内容

- (1) 児童相談所一時保護所の整備費の充実 (基礎単価の増額、個別対応加算Ⅲ・心理療法室整備加算の創設)
- (2) 一時預かり事業所の整備費の創設
- (3) 産後ケア事業を行う施設の整備費の創設

# 児童福祉施設等への非常用自家発電設備・給水設備の設置支援

令和元年度補正予算（案）

次世代育成支援対策施設整備交付金：0.6億円

## 1. 概要

令和元年台風第15・第19号に伴う停電・断水により、ライフラインが長期間にわたって途絶した際の施設機能の維持に課題を残したことを踏まえ、児童福祉施設等に対して、長期間の停電・断水に対応できる十分な容量のある非常用自家発電設備・給水設備の設置を支援する。

## 2. 補助対象施設

以下に掲げる児童福祉施設等のうち福祉避難所の指定を受けた施設等

〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、児童相談所一時保護施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設等〕

## 3. 補助対象経費

非常用自家発電設備及び給水設備の整備に要する経費

## 4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

## 5. 国庫補助率

定額（1／2相当）

非常用自家発電設備の例



給水設備（受水槽）の例



# 児童福祉施設等の災害復旧（施設復旧・設備復旧）

令和元年度補正予算（案）  
 (施設) 社会福祉施設等災害復旧費補助金 : 33.0億円  
 (設備) 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金 : 4.5億円

## 1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

## 2. 補助対象施設

- ・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・母子生活支援施設 ・乳児院
- ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設 ・婦人保護施設 ・助産施設 ・児童家庭支援センター
- ・児童厚生施設 ・児童自立生活援助事業所 ・子育て支援のための拠点施設 等

## 3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費及び事業再開に要する費用（備品・設備等）

## 4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

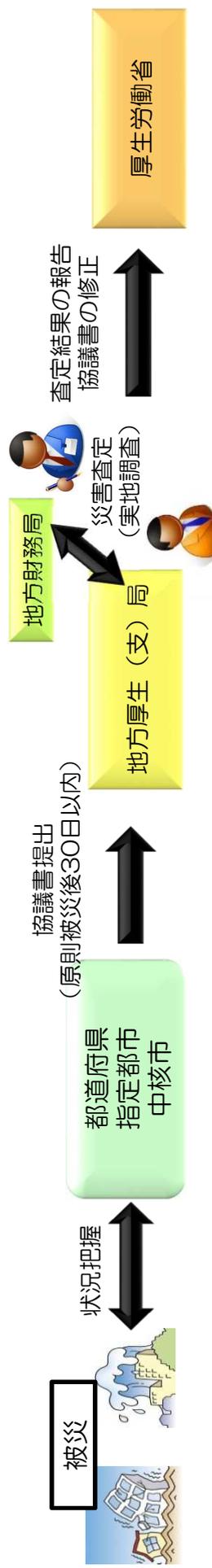
## 5. 国庫補助率

施設整備：通常（※）1/2 または 1/3（施設種類によって異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて1/2+α または 1/3+αとなる。  
 （別途、激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により1/2 → 2/3 または 1/3 → 1/2 に嵩上げ対象とする）

設備整備：定額

## 6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



## 安全確認等の調査結果について

### 1. 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認結果

- 令和元年6月1日現在において各児童相談所において虐待ケースとして在宅指導の対象となっている児童について、面接等により安全確認を実施。

(安全確認の方法等)

- ・対象児童の状況について、児童相談所・市町村の面接等により確認。
- ・保護者の状況について、児童相談所・市町村の面接等により確認。
- ・確認の結果、必要な場合は安全確保・対応方針の見直し等を実施。

#### 〈確認結果〉

- 所在不明の児童（6人※）を除く、児童34,445人について、面接等により安全確認を行った。

### 2. ネグレクト事案における緊急一斉点検結果

- 鹿児島県出水市の死亡事案を受け、令和元年9月1日現在において各児童相談所においてネグレクトを主な要因とする在宅指導の対象となっている事案について、緊急一斉点検を実施。

#### 〈点検結果〉

- 所在不明の児童（6人※）を除く、児童10,574人について、児童の状況や家庭環境等の直近の状況を確認し、援助方針会議等でリスクの評価を行った上で、必要に応じ援助方針の見直しを行った。

※ 所在不明の児童については、警察に行方不明者届を提出するとともに、全国の児童相談所へ調査照会中。

(参考) 調査結果の詳細

1 (1) 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認結果

対象児童 34,451人 (児童福祉司指導 5,120人、継続指導 29,331人)

※「児童福祉司指導」児童福祉法第27条に基づく児童福祉司により行われる指導。(行政処分)  
「継続指導」児童福祉法第11条に基づく指導。(行政処分ではないもの)

対象児童の確認状況

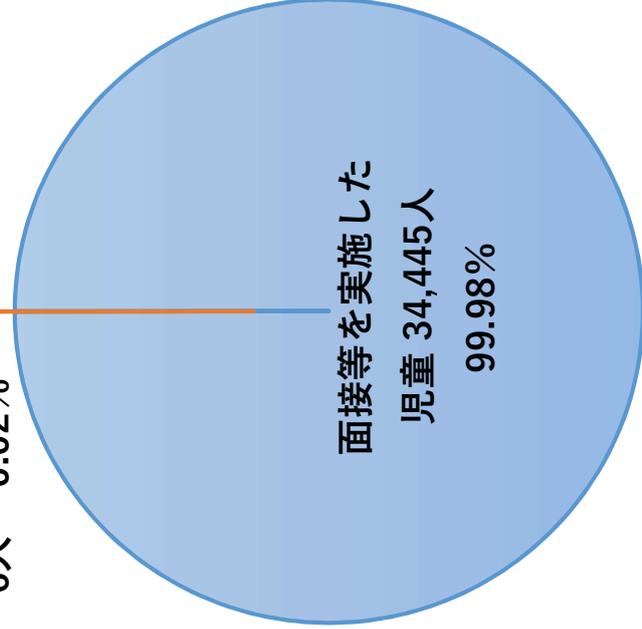
【面接等を実施した児童について】

児童相談所・市町村による面接	その他信頼できる機関による面接	面接は出来ないが、保護者と子どもが別居しているなど、客観的に子どもの安全が確認できている	計
18,964 (55.1%)	15,206 (44.1%)	275 (0.8%)	34,445 (100.0%)

※「所在不明」の6人については警察に行方不明者届を提出するとともに、全国の児童相談所へ調査照会を実施。

所在不明 (所在確認中)

6人 0.02%



## 1(2)児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認結果

※8月31日時点の確認状況

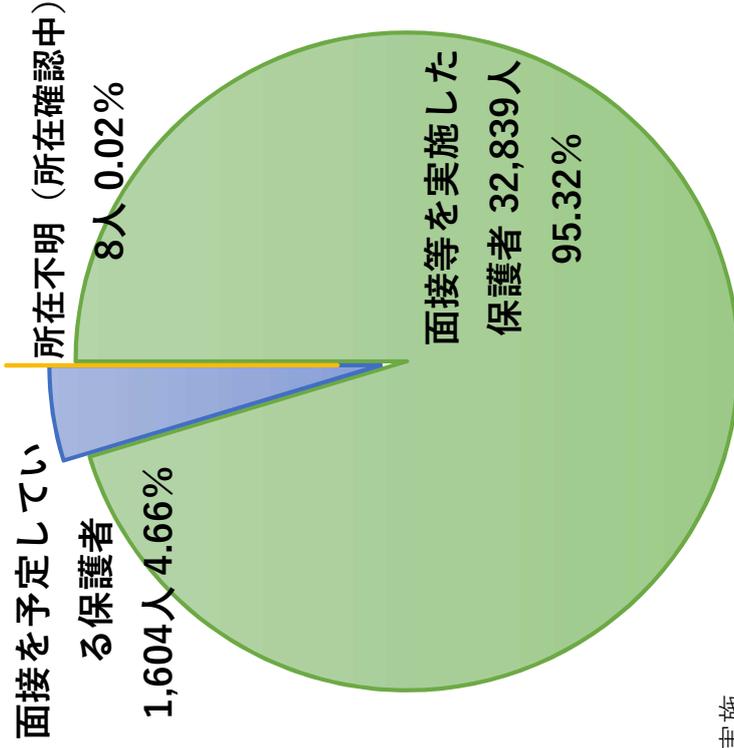
### 対象保護者の確認状況

#### 【面接等を実施した保護者について】

児童相談所・市町村による面接	その他信頼できる機関による面接	面接は出来ないが、保護者と子どもが別居しているなど、客観的に子どもの安全が確認できている	計
21,454 (65.3%)	10,582 (32.2%)	803 (2.4%)	32,839 (100.0%)

#### 【面接を予定している保護者について】

後日、児童相談所・市町村による面接予定	後日、その他信頼できる機関による面接予定	計
1,144 (71.3%)	460 (28.7%)	1,604 (100.0%)

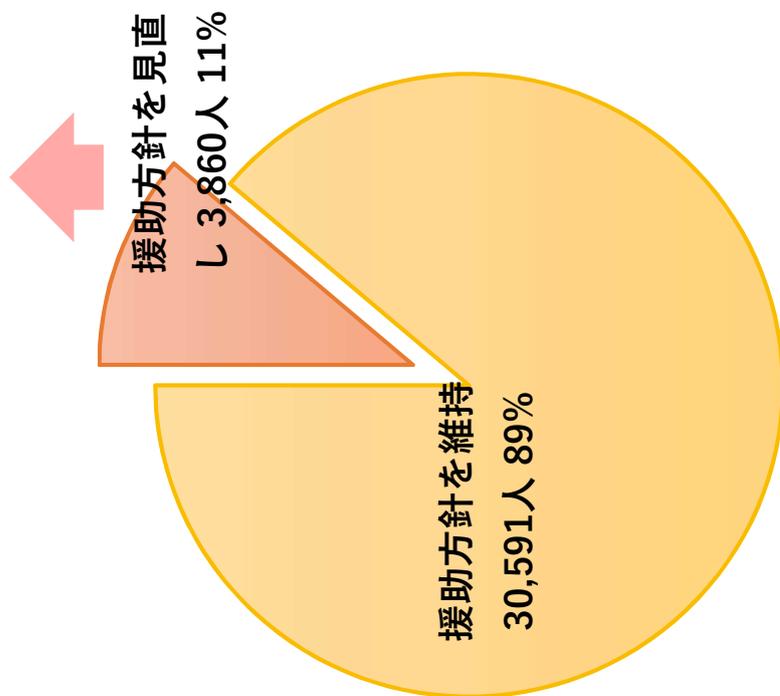


※「所在不明」の8人については警察に行方不明者届を提出するとともに、全国の児童相談所へ調査照会を実施。

### 1 (3) 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認結果

#### 援助方針の見直しの状況

施設入所措置等	一時保護	児童福祉司指導内容の変更	児童福祉司指導→継続指導	児童福祉司指導→児童福祉司指導	継続指導の内容変更	市町村送致	指導解除
205 (5.3%)	237 (6.1%)	33 (0.9%)	59 (1.5%)	42 (1.1%)	286 (7.4%)	342 (8.9%)	2,656 (68.8%)



都道府県別の安全確認の状況

	対象児童数		対象児童数		対象児童数
1 北海道	238	25 滋賀県	180	49 仙台市	263
2 青森県	78	26 京都府	902	50 さいたま市	249
3 岩手県	312	27 大阪府	1,378	51 千葉市	208
4 宮城県	418	28 兵庫県	156	52 横浜市	1,340
5 秋田県	127	29 奈良県	112	53 川崎市	1,198
6 山形県	91	30 和歌山県	619	54 相模原市	641
7 福島県	421	31 鳥取県	104	55 新潟市	165
8 茨城県	1,087	32 島根県	182	56 静岡市	293
9 栃木県	180	33 岡山県	1,256	57 浜松市	259
10 群馬県	118	34 広島県	181	58 名古屋市中区	582 (4)
11 埼玉県	311	35 山口県	215	59 京都市	1,996
12 千葉県	720	36 徳島県	541	60 大阪市	283
13 東京都	2,277	37 香川県	424	61 堺市	191
14 神奈川県	1,393 (1)	38 愛媛県	513	62 神戸市	119
15 新潟県	242	39 高知県	170	63 岡山市	749
16 富山県	92	40 福岡県	1,810	64 広島市	245
17 石川県	513	41 佐賀県	93	65 北九州市	131
18 福井県	222	42 長崎県	109	66 福岡市	71
19 山梨県	877	43 熊本県	563	67 熊本市	367 (1)
20 長野県	601	44 大分県	272	68 横須賀市	299
21 岐阜県	179	45 宮崎県	141	69 金沢市	115
22 静岡県	981	46 鹿児島県	219	70 明石市	377
23 愛知県	214	47 沖縄県	741	合計	34,445 (6)
24 三重県	1,620	48 札幌市	111		

※ ( ) 内は所在不明数であり、警察に行方不明者届を提出するとともに、全国の児童相談所へ調査照会中。合計に含まれない。

都道府県別のネグレクト事案の緊急一斉点検の状況

	対象児童数		対象児童数		対象児童数
1 北海道	67	25 滋賀県	53	49 仙台市	42
2 青森県	25	26 京都府	247	50 さいたま市	111
3 岩手県	68	27 大阪府	428	51 千葉市	73
4 宮城県	107	28 兵庫県	41	52 横浜市	404
5 秋田県	44	29 奈良県	51	53 川崎市	418
6 山形県	15	30 和歌山県	165	54 相模原市	248
7 福島県	74	31 鳥取県	32	55 新潟市	40
8 茨城県	219 (1)	32 島根県	41	56 静岡市	57
9 栃木県	47	33 岡山県	868	57 浜松市	86
10 群馬県	71	34 広島県	46	58 名古屋市中区	114 (4)
11 埼玉県	114	35 山口県	45	59 京都市	527
12 千葉県	267	36 徳島県	135	60 大阪市	69
13 東京都	662	37 香川県	91	61 堺市	58
14 神奈川県	419	38 愛媛県	161	62 神戸市	28
15 新潟県	68	39 高知県	75	63 岡山市	432
16 富山県	30	40 福岡県	440	64 広島市	40
17 石川県	120	41 佐賀県	21	65 北九州市	31
18 福井県	38	42 長崎県	33	66 福岡市	23
19 山梨県	375	43 熊本県	191	67 熊本市	93 (1)
20 長野県	180	44 大分県	42	68 横須賀市	141
21 岐阜県	61	45 宮崎県	42	69 金沢市	25
22 静岡県	315	46 鹿児島県	65	70 明石市	127
23 愛知県	63	47 沖縄県	129	合計	10,574 (6)
24 三重県	454	48 札幌市	42		

※ ( ) 内は所在不明数であり、警察に行方不明者届を提出するとともに、全国の児童相談所へ調査照会中。合計に含まれない。